

## 賃借人等からの旧蒲田保健所跡地の事業用定期借地に関わる協議の申入れについて

区が大田区蒲田五丁目28番2に保有する土地（以下「本件土地」）においては、旧蒲田保健所跡地の有効活用と蒲田地域のにぎわい拠点と魅力づくりを図るため、平成16年11月30日有限会社五丁目開発を賃借人とする20年間の事業用借地権の契約を交わした。

本件土地の事業用借地権の契約に際しては、「地域のにぎわい拠点づくりにふさわしい魅力のある商業系施設の導入、文化・余暇機能を併せ持つ街区形成を目指すこと」を開発目標としたプロポーザル方式による公募を実施した結果、同社を選定した。

その後、有限会社五丁目開発とみずほ信託銀行株式会社の間で事業用借地権の信託が行われ、下記に示す事業形態となっている。

本件土地は、地上6階地下1階の商業ビルが整備され、現在まで、スーパーマーケット、フィットネスクラブ、カフェレストランが入居し、地下は自転車駐車場（駐輪場262台、バイク5台）が運営されている。

本件土地の事業用借地期間が令和6年11月29日に満了を迎えることから、現在事業を行っている有限会社五丁目開発及び信託財産として本件建物及び本件土地の借地権を保有するみずほ信託銀行株式会社より、今後の契約等に関する協議要望書を受領した。

同要望書に基づき、今後、区は有限会社五丁目開発及びみずほ信託銀行株式会社と協議を行なう。

### 記

#### 1 現在の事業形態について

